

## 総合評価の動向と成すべきこと

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月1日に施行されて、3年が経過しました。総合評価方式は、価格と品質が総合的に優れた物を購入する私たちの常識行動を公共事業に導入するための入札契約制度です。

しかし、昨年度（平成19年度）までの入札契約実態は、多くの工事で総合評価の加算点が低価格入札の評価値を凌ぐことは不可能な現実があり、実に入札件数の90%以上が価格競争で決定され、価格と品質が総合的に優れた物を購入する本来の趣旨から見て、疑問が残る契約が横行していました。



平成20年6月から、中国地整ではダンピング対策として抜本的な改革が行われ、概ね予定価格に85%以下の入札価格は品質の確かさを求める手順が新たに導入されました。

**【応札額が低入札価格調査基準価格以上においても厳格な調査を実施】**

応札額が、低入札価格調査基準価格の算定に使用する4つの費用項目（直接工事費95%・共通仮設費90%・現場管理費60%・一般管理費30%）のうち1項目以上が下回った場合、必要に応じ追加資料を求め、厳格な調査を実施する。」

この改革以降の入札は、従前の低価格戦略しか取れない企業と総合評価ポイントの向上により、受注の確保と企業価値向上を図る企業の二分化が加速されつつあります。

事実、今年6月以降～10月末現在（国土交通省関係）の入札契約実態は、サンプル工事数28件中、最低入札価格で落札者が決定された工事件数が13件、総合評価ポイントを考慮した評価値で決定された工事件数が15件でした。

入札契約制度の改革から半年で、50～60%の入札契約は総合評価ポイントの上位者が落札者となる傾向が如実となりました。

公共工事の受注は、企業間の過当競争と公共事業の減少が益々厳しさを増す中で、「品確法」を認識し総合評価に対処できる企業のみに限られると思います。

私たちは、140億年の時を費やして地球に生まれた人間として、幸福感に満ちあふれた社会環境を創造する「宇宙の意志」を形あるものとする「神の使命を受けた使者」としての責務があると思っています。

私たちを取り巻く経済社会環境は、年々厳しさを増していますが「神の使命を受けた使者」としての仕事は永遠に不滅であり、社会的欲求が高まる時が巡って来ると信じています。

やがて訪れる、社会的欲求に応えるためには、技術の継承や新技術開発や企業価値の向上や真に社会に貢献できる企業として、建設業界全体が生まれ変わる必要があると思います。私は、微力ながら「品確法」の精神に則り、自社の企業価値向上と地域の志を持たれた企業の技術的支援を今後とも継続し、来る「未来社会」に貢献できたらと心の隅で思っています。

平成20年11月10日

文責 西村 明